



宇治市を転出される方へ

令和7年4月

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新住所地の役場に転入届を提出してください。
(市区町村によっては、役場に支所等を設けている場合もありますので、新住所地にご確認ください)

転入届に必要なもの(詳しくは新住所地にご確認ください)

→転出証明書(特例転入の場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード)、
認印、本人確認できるもの(免許証、保険証等)

※外国籍の方は、世帯全員分の「在留カード」又は「特別永住者証明書(外国人登録証明書)」

- 2 転出を取り消される場合は、速やかに転出証明書と本人確認できるものを市民課までお持ちください。

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かるものと、本人確認できるものをお持ちください。

項目	担当課	手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード 専用窓口 1階市民ギャラリー 0774-21-0428	新住所地でも現在お持ちのマイナンバーカード・住民基本台帳カードを継続利用できる場合があります。但し、継続利用の場合、新住所地で所定の期間内に手続きを行う必要がありますので、詳細については新住所地の窓口でご確認ください。
住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 1階 0774-20-8722	転出(予定)日で失効します。 転出予定日の前日までに証明が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証をお持ちください。 ◎転出手続き後はコンビニ交付を利用できません。
印鑑登録をされている方		宇治市での登録は継続となります。登録内容の変更手続きをしてください。詳しくは市民課までお問い合わせください。 新住所地での利用については、詳細を新住所地にお問い合わせください。
事前登録型本人通知制度を利用されている方		
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険課 1階 0774-20-8729	資格喪失の手続きをしてください。国民健康保険被保険者証(資格確認書)をお持ちください。※※※ 新住所地の担当窓口で、国民健康保険の加入の手続きをしてください(他の保険に加入される予定の方は除く)。
後期高齢者医療制度に加入されている方	年金医療課 後期高齢者医療係 1階 0774-21-0413	資格喪失の手続きをしてください。後期高齢者医療資格確認書(被保険者証)又はマイナンバーカードをお持ちください。※※※ 宇治市から交付を受けた負担区分等証明書をお持ちになって、新住所地の担当窓口で、後期高齢者医療制度への加入申請をしてください。(なお、詳しくは新住所地の保険担当にお問い合わせください)。
子育て支援医療費支給制度、福祉医療費支給制度を受給されている方	年金医療課 福祉医療係 1階 0774-21-0413	各種受給者証の返却、資格喪失の手続きをしてください。 各種受給者証[京都子育て支援医療費受給者証、福祉医療費受給者証「老人、ひとり親、障害」、重障老人健康管理事業対象者証]が必要です。
国民年金に加入されている方(国民年金の保険料を納付、または免除されている方)	年金医療課 国民年金係 1階 0774-20-8792	宇治市での手続きは必要ありません。 年金手帳(年金証書)またはご本人確認できるものをお持ちのうえ、新住所地の担当窓口にお問い合わせください。
障害基礎年金のみを受給されている方		
介護保険の被保険者の方(65歳以上の方及び40歳～65歳未満で要介護認定を受けている方)	介護保険課 1階 0774-20-8731	介護保険被保険者証の返却、資格喪失の手続きをしてください。※※※ 介護保険料を精算します。 介護保険負担割合証及び各種減額認定証をお持ちの方は、併せて返却してください。 要介護・要支援認定をお持ちの方は、マイナンバーを利用して認定を引き継ぐことができます。異動先市区町村の介護保険担当課の窓口で、 <u>住所を異動した日(転入日)から14日以内に</u> 、認定を受けていたことを申し出てください。
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けている方 障害者扶養共済制度に加入している方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	転出の手続きをしてください。 特別児童扶養手当を受給している方で、お手元に証書がある場合はお持ちください。 新住所地の障害福祉担当課で、手続き方法等をご確認のうえ、住所変更の手続きをしてください。

裏面に続きます

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かるものと、本人確認できるものをお持ちください。

項目	担当課	手続き
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	手帳をお持ちになって、新住所地の障害福祉担当課で住所変更の手続きをしてください。写真(縦4cm×横3cm)が必要になる場合がありますので、詳しくは新住所地の障害福祉担当課までお問い合わせください。
障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)を受けている方		受給者証をお持ちになって、受給者証返却の届出をしてください。(自立支援医療は受給者証の返却の届出は不要) 新住所地の障害福祉担当課で住所変更の手続きをしてください。 住民税課税証明書等が必要になる場合がありますので、詳しくは新住所地の障害福祉担当課までお問い合わせください。
軽自動車、バイクをお持ちの方	税務課 諸税証明係 2階 0774-20-8718	125cc以下の原付バイクについては、宇治市で使用しない場合、宇治市での登録抹消手続きをしてください。 軽自動車、125cc超のバイクについては、軽自動車検査協会または運輸支局で手続きがあります。詳しくは税務課にお問い合わせください。
納税義務者の方		納税義務者の方に代わって、納税に関する手続きを行う納税管理人のお届けが必要な場合があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。※※※
上下水道の閉栓手続きについて	上下水道部営業課 2階 0774-20-8775	事前に閉栓の手続きをしてください(電話で受付可)。 詳しくは営業課にお問い合わせください。 (集合住宅の場合は、まず、管理会社等にご確認ください。)
児童手当を受けている方	こども福祉課 2階 0774-20-8733	消滅届を提出してください(単身赴任など保護者(受給者)のみの転出や、児童のみの転出の場合も手続きが必要です)。 新住所地における手続きについては、宇治市こども福祉課での手続き時に内容に応じてご案内します。
児童扶養手当を受けている方		資格喪失届または住所変更届を提出してください。 新住所地における手続きについては、宇治市こども福祉課での手続き時に内容に応じてご案内します。
宇治市内の学童保育(育成学級)に入級申請された方及び入級している児童を養育されている方		入級申請の取消、または退級届の提出が必要です。窓口でご相談のうえ、手続きをしてください。
宇治市の保育所等に入所申請中又は入所中の児童を養育されている方	保育支援課 2階 0774-20-8732	入所中の児童を養育されている方は、保育所等に退所届を提出してください。 詳しくは保育支援課まで直接お問い合わせください。
認定こども園等の預かり保育や認可外保育施設等の保育料無償化を受けている方		宇治市での認定を取り消します。詳しくは保育支援課にお問い合わせください。また、さかのぼって認定できませんので、新住所地でも速やかにお手続きください。
妊婦さんのおられる世帯	保健推進課 2階 0774-20-8728	転出後は宇治市の妊婦健康診査受診券及び妊婦歯科健診受診票が使用できなくなりますので、新住所地の担当窓口で受診券等の交付申請手続きをしてください。
未熟児養育医療を受けている方		受給者証の返却をしてください。 新住所地の担当窓口で、未熟児養育医療の申請手続きをしてください。
小・中学生、幼稚園児のおられる世帯	学校教育課 6階 0774-20-8757	転出後も宇治市立学校へ就学を希望される場合は、学校教育課で手続きをしてください。転入先の市町村立の学校へ就学される場合又は幼稚園児がいる場合は、新住所地の担当課で転入学の手続きをしてください。
選挙期間中に転出届を提出した後宇治市内で投票を希望する方	選挙管理委員会 3階 0774-20-8798	選挙期間中に転出届を提出された場合、転出先や選挙の種類(国政、京都府、宇治市)により宇治市内の投票所(期日前投票所含む)で投票できない場合があります。詳しくは宇治市選挙管理委員会ホームページ(選挙時に臨時掲載)または選挙時に発行する選挙だよりをご確認ください。
し尿収集(くみ取り式便所の場合)について	まち美化推進課 西館 3階 0774-20-8762	代表者が転出される場合は、廃止または代表者変更の届出をしてください。
転出に伴いごみが多量に出る方		転出に伴いごみが多量に出る場合は、有料の臨時収集をお申し込みください。
ふれあい収集を利用されている方		ふれあい収集の廃止手続きが必要です。詳しくは、まち美化推進課までお問い合わせください。
浄化槽をお使いの世帯	環境企画課 西館 3階 0774-20-8726	廃止(休止)又は管理者変更の手続きをしてください。
犬を飼っておられる方		新住所地の担当窓口にて、住所変更の手続きをしてください。
天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ちの方		住所変更の手続きをしてください。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。